

平成30年9月定例会 総務県民生活委員会の概要

- 日時 平成30年10月 5日(金) 開会 午前10時 2分
閉会 午後 2時59分
- 場所 第3委員会室
- 出席委員 岡地優委員長
金子勝副委員長
新井一徳委員、中屋敷慎一委員、神尾高善委員、長峰宏芳委員、田並尚明委員、
福永信之委員、井上航委員、松坂喜浩委員
- 欠席委員 なし
- 説明者 [総務部関係]
高柳三郎総務部長、岩田英久税務局長、高橋謙総務部副部長、
秋山栄一契約局長、表久仁和人事課長、穴戸佳子職員健康支援課長、
中村哲哉文書課長、廣川達郎学事課長、原口誠治税務課長、
若林裕樹個人県民税対策課長、影沢政司管財課長、黒坂和美統計課長、
山崎さおり総務事務センター所長、若松孝治行政監察幹、伊田恒弘入札課長、
小高巖入札審査課長、大久保修次県営競技事務所長
- 金子勉道路街路課長
- 渋澤陽平秘書課長
- 武藤彰人事委員会事務局長、
野口典孝人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長、大山澄男任用審査課長
- [県民生活部関係]
矢嶋行雄県民生活部長、山野均スポーツ局長、杉野勝也県民生活部副部長、
大浜厚夫県民生活部副部長、風上正樹参事兼防犯・交通安全課長
田沢純一広聴広報課長、谷澤正行共助社会づくり課長、木村勇人権推進課長、
發知和弘県政情報センター所長、浅見健二郎文化振興課長、和田公雄国際課長、
岸田正寿青少年課長、依田英樹スポーツ振興課長、
都丸久ラグビーワールドカップ2019大会課長、
斎藤勇一オリンピック・パラリンピック課長、藤岡麻里男女共同参画課長、
田中誠消費生活課長
- [議員提出議案関係]
杉島理一郎議員、美田宗亮議員

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第93号	工事請負契約の締結について（社会資本整備総合交付金（改築）工事（国道463号跨道橋上部工））	原案可決
第94号	工事請負契約の締結について（社会資本整備総合交付金（地域住宅）工事（吉川橋上部工））	原案可決
議第24号	埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例	原案可決

2 請願

なし

所管事務調査（総務部関係）

e L T A X について

報告事項

1 総務部関係

公務員の定年延長について

2 県民生活部関係

（1）ラグビーワールドカップ2019について

（2）東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会について

【知事提出議案関係の付託議案に対する質疑（第93号及び第94号議案関係）】

中屋敷委員

- 1 今回の入札に県内企業の参加がないのはなぜか。
- 2 落札率が高いとは言えない結果だが、下請、孫請は大丈夫なのか。
- 3 入札の要件として、県内企業を構成員としたJVとすることはできなかったのか。

道路街路課長

- 1 橋りょう上部工事は難易度が高いことから、入札参加要件として、過去15年間における同様の工事を行った実績を求めたところ、県内でこの実績を有する企業がなかったためである。
- 2 応札額が調査基準価格を下回ったので、低入札価格調査を行った。その結果、工場製作に係る部分で県積算額よりも価格が低いことが分かった。具体的には、製作工程の機械化によって人件費を縮減していたり、鋼材をグループ会社全体で調達することで県積算額より安い価格で材料を調達したりして、価格を抑えていた。一方で、現場での業務では県の積算と同様の価格となっていることから、下請、孫請けに対する問題はなく、施工もできると判断した。

入札課長

- 3 JVは、各々の構成員が技術力を生かし責任を持ってできる業務が一定程度含まれている必要がある。今回の工事には、県内企業ができる内容がほとんどなかったため、県内企業をJVに限定する入札要件は設定できなかった。

中屋敷委員

県内企業の育成という観点から、県内企業が今回の工事に関わるチャンスはないのか。

道路街路課長

今回の入札は、県内企業を下請けとすることにも加点ができる総合評価方式で実施している。落札者から県内企業を下請けに採用したいとの申出もある。今後、契約手続きの際には、整地や敷鉄板といった仮設工事など、県内企業でも施工が可能な工事には極力活用するよう要請していきたい。

中屋敷委員

橋りょうの上部工の工事は、今後、県内企業では受注できないのか。

道路街路課長

今回の案件のような規模の鋼橋を施工できる企業は、県内にはない。一方、国道463号跨道橋を例にして言えば、橋りょう全体で約24億円かかるうち、今回の案件の工事は約9億円だが、これまでに発注した約5億円の下部工事は全て県内企業が受注している。残り約10億円の工事も県内企業に発注する予定である。

中屋敷委員

県内企業の新たな参画のチャンスを作ることは、官の役割である。特殊な工事ということで、発注が県外企業に偏ることがないようにしてもらいたい。(要望)

神尾委員

- 1 JVの取扱いは、どこに定められているのか。
- 2 総合評価のプロセスはどうなっているか。

入札課長

- 1 埼玉県共同企業体取扱要綱に定められている。各々の構成員が技術力を生かし責任を持ってできる業務が一定程度含まれていることを前提に、出資比率は2社の場合には3割以上、3社の場合には2割以上でJVを組むことを規定している。

道路街路課長

- 2 本工事の入札は、技術提案型で行った。評価項目を公告の際に提示した上で、入札参加者からの提案を受け、開札の前に評価・点数化をするやり方である。国道463号跨道橋では、配点は18.5点が満点で、これに基礎点の100点を加算したものが技術評価点となる。開札した後、技術評価点を入札価格で除して評価値を求め、最も評価値の高かったものが落札候補者となる。

神尾委員

- 1 上武大橋の工事では県内企業の古郡建設が受注したと思う。その工事と今回の工事ではどこが異なるのか。
- 2 今回のような特殊な工事でも、県内には架設ならできるといふ企業があると思うが、そうした企業の参加はできないか。

道路街路課長

- 1 上武大橋の工事では、古郡建設は上部工事を受注していない。上部工事は今回の工事と同様、橋りょうメーカーが受注した。
- 2 今回の工事は、鋼構造物工事業A級というランクだが、県内にも鋼橋梁工事受注希望業者は8社ある。しかしながら、それらの企業は水門や小規模な橋りょうのみの実績しかなく、大規模な鋼橋上部工を施工した実績がない。今回は実績を重視したため、参加ができなかった。

神尾委員

今回の工事では、県内企業の育成のことは全く考えず、実績という安心のみを考えたということか。

入札課長

県では、県内企業でできる公共工事は、県内企業に発注することを基本に進めている。また、県内企業の受注機会の増大を図るため、入札における公平性や競争性が確保される範囲で、可能な限り分離・分割発注を行うこととしている。今回も、基本的な考え方は変わっておらず、可能な限り分離・分割発注を行った上で、この案件を発注した。今回の要件は、適正に工事を進めるために必要なものを設定したものであり、事業全体としては、

県内企業育成の視点がなかったわけではない。今後も県内企業の受注機会確保に努めていく。

福永委員

- 1 過去15年間で工事実績を求めているが、該当する県内企業はどのくらいあったのか。
- 2 鋼橋であることが県内企業の参画を阻んだのではないか。これらの橋が鋼構造でなければならなかった理由は何か。
- 3 橋りょうの歩道部分だけでも分割して県内企業に発注することはできなかったのか。
- 4 ほかの参加企業は調査基準価格に近い価格で応札しているのに対し、IHIインフラシステムはそこから下げた金額で応札している。IHIインフラシステムはこのように額を思い切って下げて応札する会社なのか。
- 5 県内では例えば荒川でも最近は大規模な鋼橋を架設していない。こうしたことが県内企業を育成できない原因なのではないのか。県では過去15年間にどのくらい橋を架けたのか。

道路街路課長

- 1 通常の一般競争入札では過去10年間の施工実績を求めるが、今回の工事では15年間に設定した。これは、架設工法が特殊で10年間に設定した場合、実績を有する企業が少なかったためである。県内企業でいうと、以前、東日本鉄工という会社があったが、25年ほど前に倒産してしまった。それ以来、県内で大規模な鋼橋を製作・施工できる企業は存在していない。
- 2 計画に当たり予備設計等を行い、公共事業なのでコストを優先し比較検討をした結果、コンクリートより鉄の橋の方が総合的に有利となったためである。工法検討は十分に行っている。
- 3 橋の構造上、車道と歩道は一体となっており、歩道のみ分離することはできない。
- 4 鋼橋は年間5件程度発注しており、IHIインフラシステムは年間2件程度応札しているが、いつもこのように額を下げて応札しているわけではない。同社だけではなく工場を有している会社は、年間の受注計画を立てて計画的に工事を受注しており、その時の工場の稼働状況により入札額の調整をするのではないかとと思われる。
- 5 県では年間、道路街路課所管事業で5～10橋ほど橋を建設している。河川砂防課で建設している分も含めると、おおむね15年間で150橋ほどは建設していると思われる。なお、荒川では、過去、治水橋の架換えを実施している。

福永委員

工事車両や警備など、工事の関連事業についても県内企業を活用するよう要請してほしい。(要望)

田並委員

- 1 どのくらいの規模の橋であれば、県内企業でも製作・架設することができるのか。
- 2 県内にも優秀なかじ屋がいっぱいいるが、こうした職人を活用すべきではないか。

道路街路課長

- 1 側道橋など小規模な橋梁であれば可能であると聞いている。

2 かじ屋については、今回は下請には入っていない。今後、活用するよう要請していく。

田並委員

かじ屋、職人などの県内業者をなるべく多く活用するようお願いしたい。(要望)

【知事提出議案関係の付託議案に対する討論(第93号及び第94号議案関係)】

中屋敷委員

賛成の立場で討論する。県内企業の育成の面から、今後はJV等の考え方を検討し、参画機会の拡大を図るとともに、残りの工事については積極的に県内企業を活用することを求める。

【議員提出議案関係の付託議案に対する質疑(議第24号議案)】

田並委員

- 1 改正案で定義する「有害役務営業」とはどのような業態を想定しているのか。
- 2 他都道府県に流出しない、流入しないという考えで、他都道府県との連携を規定するのはよいと思う。しかし、東京都や神奈川県などの他県の罰則より緩いと本県へ流入してしまうと考える。罰則は共通のものなのか。
- 3 元の彼氏が振られた腹いせにわいせつな画像を流出したことにより困っているといういわゆるリベンジポルノの報道を見ることがあるが、第19条の3の児童ポルノの規定については、現在問題になっているこのリベンジポルノに対する罰則なども含まれているのか。

杉島議員

- 1 例えば「リフレ」と呼ばれる添い寝やマッサージなどを行う営業のほか、散歩をしたり、見るだけといったものが挙げられる。現状では、これらは風営法の適用を受けていないため、青少年が働いたり、客となったりすること自体が規制できていない。そのため、今回、それらの業態を全て「有害役務営業」として定義して、青少年を従業者や客とすることを禁止するものである。
- 2 現在、5つの都道府県でJKビジネスの規制が規定されているが、どの都道府県も基本的には同等の罰則規定となっている。本県でも、他の都道府県の高いものに合わせて罰則規定を設けている。
- 3 リベンジポルノについては、リベンジポルノ規制法や、児童ポルノ禁止法、今回の青少年健全育成条例の改正による自画撮り被害に関する規制など、大人が青少年に対して行うようなものであれば規制がある。しかしながら、青少年同士の規制は難しいところがあり、社会的な問題として議論をしていく検討課題だと考えている。

井上委員

- 1 今回の改正案に、他県にない本県独自の特長はあるのか。
- 2 さいたま地方検察庁との協議について、どのように行い、罰則の協議はどのようなものだったのか。
- 3 本会議場での提案説明で「健全な営業を装いながら」と表現していたが、この種のビジネスにおける「健全」とはどういう意味なのか。
- 4 提案理由には「いわゆるJKビジネス」とあり、提案説明においても「JKビジネス」と発言していたものの、本条例には「JKビジネス」の文言がないが、その意図は何か。

- 5 店舗型と無店舗型の有害役務営業を規定しているが、有害役務営業自体を禁止しているわけではないという解釈でよいか。また、こうしたビジネスは、届出制なのか。
- 6 青少年を裏方などで働かせることは禁止していないという理解でよいか。
- 7 繁華街などでは相席飲み屋などの店があり、青少年が年齢等を偽って入店して、客との出会いの場となっているようなものがある。今回の条例では相席飲み屋に対する規制はされていないと思うが、その検討はあったのか。
- 8 大人が女子高生なり女子中学生なりの買春をして捕まるという報道があるが、当然ながら成人が悪い。その一方で、判断能力が形成途上であったとしてもそうした行為をする青少年側に対しても罰則を付けた方がよいのではないかと、成人側だけ罰則を設けてもこの手のことはなくなるのではないかとという声もある。今回の条例改正では、青少年自身が危機意識を持ち、この手のことに関わらないようにする働き掛けなどは、規定されたのか。

杉島議員

- 1 いわゆるJKビジネスの業者を、県内に流入させないだけでなく、県外に流出させないため、他の都道府県との連携規定を全国で初めて設けた。また、JKビジネスの規制、自画撮り被害に対する規制を議員提案で規定するのも全国初のことである。加えて、淫らな性行為に対する罰則を引き上げた点も本県の特長であると考えます。
- 2 条例案の骨子をも示し、罰則規定も明示した上で、さいたま地方検察庁と協議を行った。条例で罰則を定めた後に罰則の適用段階において疑義が生じると問題であるため、上程前に地検へ協議を行っていたものである。3月末に地検に依頼をし、8月中旬まで慎重に審査をしてもらった上で回答を頂いた。地検からは、2点の修正について指摘があった。1点目は、JKビジネスの定義の中に風営法の風俗営業が一部入っていたのでそこは明確に分けた方がよいだろうというものであり、風営法の営業を一部除外した。2点目は、JKビジネスの勧誘行為の禁止については「有害役務営業又はその代理人等」と限っていたが、この禁止行為は全ての人にされた方がよいというものであり、「何人も」と修正をした。地検協議で指摘のあった点については、全て本条例案に反映した。
- 3 JKビジネスも規制がかからない現状では「健全な営業」と言わざるを得ない状況である。例えばマッサージや添い寝などは、それだけをするのであれば「健全である」と業者は言っていた。しかし、実際はそれが結局は性行為や買春行為につながるということで、今回の改正案で「有害役務営業」と定義して、青少年を雇用すること、客とすることを禁止した。
- 4 本条例は18歳未満の青少年全般を対象としており、また「専ら異性」に対する役務とすることなど、JK、つまり女子高生に限らずに定義を設けることとしたため、「JKビジネス」ではなく「有害役務営業」という言葉とした。
- 5 今回規定をした有害役務営業では、いわゆるリフレ、散歩、撮影、コミュ、ガールズ居酒屋、ガールズバーなどのJKビジネスがあるが、有害役務営業そのものの禁止はしていない。その営業形態の中で、青少年を雇用すること、客とすることが禁止の対象となっており、その違反を確認すれば罰則の適用があるというものである。また、現在、JKビジネスについての届出制はないが、警察が昨年12月に初摘発してからは本県では確認されていない状況である。なお、東京都では、JKビジネス全体の6割ほどの店舗が集中していることから、届出制を設けている。
- 6 客に接する従業員のみを禁止しており、例えば掃除をする裏方については禁止していない。

7 いわゆる相席カフェ、相席居酒屋といった、客同士として来店して出会いがあるものについては、今回の有害役務営業には当たらないが、一方で、出会い喫茶のようなものであれば風営法の適用になると考えている。また、女子高生の従業員が男性と一緒に喫茶を楽しむというようなものであれば、今回の条例第3条12号の八又は二に該当し、有害役務営業に当たるものもあると思われる。今回の条例改正による規制に当てはまるかどうかは、個々の営業の形態によって分かれると考えている。

8 青少年健全育成条例は、青少年の健全育成を目的としたものであり、その責任を青少年以外の者に求めるものである。このため、たとえ青少年自身が本条例違反をしたとしても罰則の適用はない。この思想から、例えばJKビジネスの従業員に進んでなったとしても、青少年に対しての規制・罰則は設けていない。そのような趣旨であることについて理解いただければと思う。また、JKビジネスに対する規制を設けることにより青少年をしっかりと守るという一方で、青少年に対してJKビジネスは危険なものだと認識してもらう啓発が必要だと考えている。判断能力が形成途上にある青少年が、JKビジネスや援助交際などに軽い気持ちで近付いて性被害等に遭わないようにするため、教育・広報の充実や、相談体制などの整備を進めてもらいたいと思う。

松坂委員

駅周辺での勧誘やスカウト行為は目に余るものがあり、この行為を抑止していく必要があると考えていた。条例が制定されることで、スカウト行為の抑止につながることを期待しているが、提案者はどのように捉えているか。

杉島議員

JKビジネスの営業者に対して青少年を働かせたり客としたりすることを禁止するだけでなく、青少年に対するキャッチやスカウト、ビラ配りも禁止することとして、更に違反した者に対する罰則を設けた。JKビジネスに関する規制を徹底していくことで、青少年に対するJKビジネスのスカウト行為もなくなるものと考えている。

松坂委員

全般的に勧誘等の行為がなくなることを期待している。(意見)

福永委員

罰則を大幅に強化したこと、何人にも青少年に対するスカウトを禁止したこと、青少年に対する禁止行為を明確にした上で、生年月日を記載した従業者名簿の備付けを義務化し、何よりも立入調査権を設けたことなど、よくできている条例案であり敬意を表する。その上で3点質問する。

- 1 第4条の説明の中で、流入・流出を防ぐという説明があったが、何の流入・流出を防ぐという話だったのか。
- 2 さきの答弁の中で去年12月にJKビジネスの初摘発があり、それで店舗はなくなったという話だったが、条例制定により、店舗型・無店舗型の有害役務営業の中に青少年が入り込むことをどの程度シャットアウトできると見込んでいるか。
- 3 店舗型・無店舗型の有害役務営業者に対する啓発や、青少年に対してJKビジネスに関する規制ができたことの啓発をどのように行っていくのか。

杉島議員

- 1 これはまさにJ Kビジネスの業者を県内に入れたい、県外に流出させないということである。業者は東京都が一番多いが、東京都で条例が制定され、業者は罰則がない埼玉県へ流れ込んでくる危険性がある。さらに、本年度には神奈川県でも条例が制定されたので、そういうところから入ってくることをしっかりと防ぎたい。そのためには都道府県同士で連携して、情報共有していきたいというところである。
- 2 条例によって有害役務業者をシャットアウトするためにも、今回、立入調査を規定した。しっかりと立入調査をし、罰則規定を設けたことで、シャットアウトできると考えている。
- 3 違法な営業を行うJ Kビジネスの業者は、今回の条例の情報を得ていると考えるが、違法な店舗型・無店舗型の業者がなくなるような周知をしっかりと徹底してもらいたいと思っている。また、青少年への周知については、教育・広報を執行部で充実してもらい、このJ Kビジネスの規制や危険性についても、しっかりと教育の方でフォローしてもらいたいと思っている。

【所管事務に関する質問（e L T A Xについて）】

新井委員

e L T A Xは、地方税の申告・納税を自宅やオフィスでパソコンを通じてできる制度で、地方公共団体などに出向く必要がなく行えることにより利用者にとって利便性がかなり増したものの、運用時間が限られている、利用するに当たってOSやブラウザが一定のものになっている、メッセージボックスの保存期間が短いなどいろいろな面で不便な点があると利用者から聞いている。こういったシステムでは、利用者の利便性の向上は最も大切な点であると思うが、この点について、県としてどのような認識を持っているのか。

税務課長

e L T A Xは、地方税に関する手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムであり、全ての都道府県、市町村が会員となっている一般社団法人地方税電子化協議会が運営をしている。e L T A Xが利用者にとって、より利便性の高いものになるということは大変重要であると考えており、地方税電子化協議会においても、一層の利便性を図ってもらいたいと考えている。

新井委員

e L T A Xのシステムには、運用時間が短いなど不便な点もあると聞いているが、具体的に見直しを行っていくのか。

税務課長

見直すべき不便な点として、基本的な利用時間が平日のみとなっていることが挙げられる。現行の利用時間は、平日の8時30分から午前0時までで、例外として法人の申告などが集中する5月、8月、11月、1月、2月の月末前の土日は、平日と同じ時間で運用をしている。一方、所得税や法人税等の国税の電子申告等を行っているe - T A Xについては、所得税の確定申告やその準備期間となる1月中旬から3月中旬については利用時間を拡大して対応しており、e L T A Xはe - T A Xに比べて利用時間が短くなっている。e L T A Xの運営主体である一般社団法人地方税電子化協議会からは、来年10月以降、確定申告等の時期において利用時間を土日祝日にも拡大することを検討していると聞いて

いる。具体的には、確定申告とその準備期間である1月中旬から3月中旬は土日祝日を含む、毎日8時30分から午前0時までの運用を、さらに、それ以外の時期についても、毎月の月末前の土日について同様の時間で運用することを検討しているとのことである。

新井委員

利用時間の見直しのほかに、例えばメッセージボックスの保存期間の見直しなどについて働き掛ける考えはないか。

税務課長

指摘の点については、利用者の利便性の向上につながることから、地方税電子化協議会にしっかり伝えていきたい。